

社団法人日本建築板金協会 定款

社団法人 日本建築板金協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人日本建築板金協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、板金加工業および板金工事業の近代化と板金加工技術および板金施工技術の向上を図り、もってわが国板金加工業並びに板金工事業の進歩発展に寄与するとともに国民住生活の改善向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 板金加工業および板金工事業の経営の改善に関する調査研究及び指導
- (2) 板金加工用および板金工事用資材並びに板金加工法および板金工事施工法に関する調査研究
- (3) 板金加工技術および板金工事施工技術の開発に関する研究
- (4) 板金加工技能者および板金工事施工技能者の養成および訓練
- (5) 板金加工および板金工事施工に関する講習会、講演会等の開催
- (6) 板金加工および板金工事施工に関する情報、図書、資料等の収集および提供
- (7) 板金加工および板金工事施工に関する機械、工具および資材の陳列、紹介
- (8) 関連団体との連繋、協調
- (9) 事業を行うために必要な施設の設置及び管理
- (10) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、正会員および賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(資 格)

第 6 条 正会員は、板金加工業者および板金工事業者を持って構成する団体とする。

2. 賛助会員は、板金加工または板金工事施工用の資材、機械および工具の製造業者もしくは販売業者またはそれらの業者をもって構成する団体とする。

(入 会)

第 7 条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 会員は、入会と同時に本会に対する代表者(以下『代表者』という。)1名を定めて届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(入会金、会費)

第 8 条 会員になろうとするものは、入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条 会員が、退会しようとするときは、理由を附して 1 月以前に本会に退会届を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第 10 条 会員が、次の各号の 1 に該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 第 6 条に定める資格を失ったとき

(2) 除名されたとき

(除 名)

第 11 条 本会は、会員が次の各号の 1 に該当する場合に、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会の名誉をき損したとき

(2) 定款または総会の議決に違反したとき

(3) 会費を 6 月以上滞納したとき

2 . 本会は、会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(抛出金の不返還)

第 12 条 本会の会員および会員であったものは、既納の金銭その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第 3 章 役 員

(種 別)

第 13 条 本会は、役員として理事 12 名以上 17 名以内および監事 2 名または 3 名を置く。

2 . 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。

(選 任)

第 14 条 理事および監事は、正会員の代表者のうちから総会において選任する。ただし、総会において必要があると認められた場合は、若干名に限り、賛助会員の代表者および会員の代表者以外の者を選任することを妨げない。

2 . 会長および副会長は、理事の互選により、これを定める。

3 . 専務理事は、理事会の同意を得て、理事のうちから会長が選任する。

(職 務)

第 15 条 役員の職務は次のとおりとする。

1 . 理事は、理事会を組織し、会務の執行に関し審議決定するほか、本定款の定めるところにより会務の執行にあたる。

2 . 会長は、本会を代表し会務を総理する。

3 . 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定められた順位により、その職務を代行する。

4 . 専務理事は、理事会の定めるところにより、常勤して会務の処理にあたる。

5 . 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(兼職 禁止)

第 16 条 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

(任 期)

第 17 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 増員または補欠のため選任された役員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、現任者または前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第18条 本会は、役員が役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の議決により、これを解任することができる。

2. 本会は、役員を解任しようとするときは、総会において、その役員に弁明する機会を与えなければならない。

(報 酬)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤する役員には報酬を支給する。

(顧 問)

第20条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を受けて、会長が委嘱する。

3. 顧問は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 解散および清算人の選任
- (5) 会員の除名
- (6) 理事および監事の選任および解任
- (7) 入会金、会費の額およびその徴収の方法
- (8) 理事会より附議された事項
- (9) その他定款に定められた事項

2. 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) その他定款に定められた事項

(招 集)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2月以内に、会長が招集する。

2. 会長は、理事会が必要と認めるときは正会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的事項を示して、請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3. 理事会は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。ただし、会長は、理事の3分の1以上から請求があったときは、速やかにこれを招集しなければならない。

4. 会議を招集するときは、会日の10日前までに、会議の目的事項、日時および場所を記

載した書面をもって、会議の構成員に通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会においてこれを互選する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立)

第26条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決の方法)

第27条 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条 会議における構成員の議決権は、各1個とする。

2. 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または出席構成員に委任して議決権を行使することができる。

3. 理事会における議決権は、構成員が出席して、これを行使するものとする。ただし、出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

4. 第2項および前項ただし書の規定により議決権を行使した構成員は、前2条の出席構成員とみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 構成員数および出席構成員の氏名または数

(3) 議事の経過の要領

(4) 議決した事項および議決権を行使した構成員の氏名または数

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、当該会議の議長および出席構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 入会金および会費

(2) 寄附財産

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁するものとする。

(予算および決算)

第33条 本会の事業計画および収支予算は、総会の議決を経て定めなければならない。

2. 事業報告および収支決算は、毎事業年度終了後2月以内にその事業年度末財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業 年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第35条 本定款は、総会において構成員の4分の3以上の同意を得た後、経済産業大臣および国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第36条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、および第2項の規定により解散する。ただし、総会の決議によるときは、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 本会の残余財産は、総会の議決を経たのち経済産業大臣および国土交通大臣の許可を受けて、類似の目的を有するほかの団体に寄附するものとする。

(用語の定義)

第37条 本定款において『板金加工』とは、主として建築用板金製品を製造(加工を含む。)することをいうものとし、『板金工事』とは、現場において工作物に建築用板金製品を取付けることを言うものとする。

(事務局、職員)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を設け事務局長1名のほか、所要の職員を置く。

2. 事務局長および職員は、理事会の同意を得て会長が任免する。

(実施 規定)

第39条 本定款の施行について必要な事項は、本定款に特に定めてある場合のほか理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この定款の変更は、経済産業大臣および国土交通大臣の認可があった日から施行する。

昭和45年12月23日 施行

昭和57年 9月 4日 一部改定(共管へ移行)

平成 5年 9月21日 一部改定